

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年9月16日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：ブラジル国ブラジル法定アマゾンにおける先進技術による森林モニタリング及び回復のための能力開発プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業 務 名 称：ブラジル国ブラジル法定アマゾンにおける先進技術による森林モニタリング及び回復のための能力開発プロジェクト

調達管理番号：26a00471

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年9月16日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ブラジル国ブラジル法定アマゾンにおける先進技術による森林モニタリング及び回復のための能力開発プロジェクト
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修に分けて積算してください。

- (4) 契約履行期間（予定）：2026年12月 ～ 2031年12月

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2026年12月 ～ 2029年8月

第2期：2029年9月 ～ 2031年12月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、各期の契約履行期間が12か月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

- (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期

間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきまして
は、契約交渉の場で確認させていただきます。

【第1期】33カ月未満を想定

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の14%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13か月以降）：契約金額の14%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25か月以降）：契約金額の12%を限度とする。

【第2期】28カ月未満を想定

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の17%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13か月以降）：契約金額の17%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25か月以降）：契約金額の6%を限度とする。

（6）部分払の設定

本契約については、1会計年度に1回部分払を設定します。¹具体的な部分払の時期
は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

【第1期】

- 1) 2027年度（2028年2月頃）
- 2) 2028年度（2029年2月頃）

【第2期】

- 1) 2029年度（2030年2月頃）
- 2) 2030年度（2031年2月頃）

2. 担当部署・日程等

（1）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（2）事業実施担当部

地球環境部 森林・自然環境保全グループ第2チーム

（3）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年9月18日 まで シルバーウィークの関係で、資料ダウンロード期限は9月18日（金）としてお

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

		りますので、ご注意ください。
2	企画競争説明書に対する質問	2026年9月30日 12時まで
3	質問への回答	2026年10月5日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2026年10月16日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2026年10月27日まで
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1）消極的資格制限
- 2）積極的資格要件
- 3）競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「ブラジル法定アマゾンにおける先進技術による森林モニタリング及び回復のための能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：25a00102）の受注者（株式会社メトリクスワークコンサルタンツ）及び同業務の業務従事者

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表

者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.cloud.microsoft/r/0mcX0rtE38>

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。
本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。
- ③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
- ④ 別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。
- ⑤ 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（3）提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)
(ただし、パスワードを除く)

（4）提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙2の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには

含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（１）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の２点について、加点・斟酌されます。

１）業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者１名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律２点の加点（若手育成加点）を行います。

２）価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点後の評価点）について第１位と第２位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

８． 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記２．（３）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

９． フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

☒ 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	森林減少予測モデルの開発方針	第3条1（2）森林減少予測システムの開発方針、第4条2（1）①成果1に関わる活動（活動1-1～1-5）
2	持続的運用及び関連システムとの連携を見据えたシステム構築と運用方針	第3条1（2）森林減少予測システムの開発方針、第3条2（5）成果物及び知的財産権への配慮、第3条2（6）持続可能性の確保及び出口戦略、第5条2 技術協力作成資料（運用マニュアル、設計書、再

		学習手順書、障害対応手順書等)
3	技術移転及び能力強化の実施方針	第3条1(4) 能力強化及び技術移転、第4条2(1) ①成果1に関わる活動(活動1-3)、第4条2(2) 本邦研修、第5条2 技術協力作成資料

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書(案)の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費(一般業務費)での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置(個人。法人に所属する個人も含む)(第3章「2. 業務実施上の条件」参照)。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成(法人)(第1章「3. 競争参加資格」参照)。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書(案)記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- ☒ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施によ

り、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙1「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2025年6月
- ・ RD署名：2026年8月13日

☒ 別紙1「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 本業務に係る実施方針及び留意事項

本業務は、ブラジル法定アマゾン地域において、森林減少予測システムの構築及び運用能力強化を通じて、森林減少対策の強化及び森林再生の促進を図るものである。業務の実施に当たっては、システムの構築そのものだけではなく、カウンターパート機関による継続的な運用・活用及び森林再生活動への貢献を重視するとともに、関連機関との連携、成果の展開及び持続可能性の確保に留意すること。

（1） 先行案件成果の活用及び知的財産権への対応

先行案件では、プログラム開発に係る知的財産権の帰属や成果物の取扱いに関して課題が生じたことから、本業務では既存の森林伐採予測プログラム及び関連システムを直接引き継がず、新たな森林減少予測システムを構築する。一方で、森林減少要因（ドライバー）分析結果や運用上の教訓等については十分活用し、新たなシステムの設計及び開発に反映すること。

（2） 森林減少予測システムの開発方針²

森林減少予測システムの構築に当たっては、ALOS-4を主要な選択肢としつつ、SARデータ、光学衛星データ及び各種地理空間情報を活用し、予測精度と実用性を両立するシステムを構築すること。また、衛星データの利用制約や将来的な関連システムとの連携も考慮し、保守性及び拡張性に配慮した設計とすること。

（3） JAXA 及び直営専門家との連携

本業務は森林減少予測システムの構築及び能力強化を主な対象とし、ALOS-4を活

² 利用するデータ構成、分析手法及びAI技術の活用方針並びに予測精度向上に向けたアプローチ

用した森林減少検知システムの構築についてはJAXAが、プロジェクトに関する業務調整及び森林再生関連活動については直営専門家が主として担当する予定である。このため、各関係者との緊密な情報共有及び役割分担の下で業務を実施し、本業務の成果が森林再生モニタリングや森林再生手法の検討を含むプロジェクト全体の成果達成に貢献するように留意すること。

（４） 能力強化及び技術移転³

技術移転に当たっては、講義形式の研修のみならず、共同開発やOJTを通じた実践的な能力強化を重視すること。また、カウンターパート機関（中央／地方）の技術レベルや役割に応じた能力強化計画を策定し、システム開発及び運用を通じて必要な知識・技術の習得を支援すること。

（５） 成果物及び知的財産権への配慮⁴

本業務で開発される成果物の知的財産権はJICAに帰属することを想定している。また、本業務において開発されるモデル及びシステムについては、カウンターパート機関による継続的な活用・改良を可能とする観点から、知的財産権の取扱いについて関係者間で十分整理した上で開発を進めること。そのため、ソースコード、設計書、運用マニュアル、障害対応手順書、再学習手順書等を含め、第三者による引継ぎや改修が可能な水準で成果物を整備するとともに、カウンターパート機関への適切な移転を行うこと。

（６） 持続可能性の確保及び出口戦略

本業務の実施に当たっては、事業完了後にカウンターパート機関が主体的かつ継続的にシステムを運用できる体制の構築を重視すること。このため、組織内での役割分担、運用体制及び予算面を含めた持続可能な運営方法を検討するとともに、森林変化の継続的なモニタリングに必要な衛星データの安定的な確保に向けた方策についても検討すること。特に、アマゾンファンド等の既存の資金メカニズムの活用可能性も踏まえつつ、事業終了後を見据えた出口戦略を整理すること。

（７） 他事業との連携及び成果の展開

ブラジル国内で実施されている森林保全、森林再生及び気候変動対策分野の関連事業並びに他ドナーの取組との連携可能性を検討し、相乗効果の創出に努めること。また、本業務の成果がブラジル法定アマゾン地域内の他地域や関係機関においても活用されるよう、汎用性及び展開可能性に配慮すること。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

³ 研修、共同開発及びOJTを通じた能力強化のアプローチ

⁴ 既存の森林モニタリング関連システムとの整合性、森林減少検知システムとの連携、保守・機能拡張及び持続的運用の考え方

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

① プロジェクト全体総括業務

本コンサルタントチームの総括は、成果1～4全体の進捗および成果管理を担うとともに、JAXA および直営専門家に係る業務が円滑に実施できるようサポートする。

② 成果1に関わる活動

活動1-1：現在の森林減少予測システムにおける課題やギャップを特定する。

活動1-2：検証結果に基づいてシステムを改善する。

活動1-3：AIアルゴリズムの継続的な運用と改良のための技術研修を実施する。

活動1-4：ユーザーの利便性を高めるために、データ提供方法を向上する。

活動1-5：予測システムの改善に向けて、ユーザーからのフィードバック体制を強化する。

(2) 本邦研修

☒ 本プロジェクトでは、本邦研修を実施する。

本邦研修実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

☒ 想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	合計2回
対象者	IBAMA職員
参加者数	約6名/回（準高級研究員1名、一般研修員5名を想定）
研修日数	約15日（移動日を含む）/回

(3) その他

① 収集情報・データの提供

➤ 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。

- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

③ インパクト評価の実施

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

第5条 報告書等

1. 報告書等

☒ 本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	各期業務開始から1か月以内	英語	電子データ	
半期報告・レビュー報告書	6か月に1回	日本語および英語	電子データ	
業務進捗報告書	期分けした各期の契約履行期限（最終期間を除く）	日本語および英語	電子データ	
業務完了報告書 ＊各期ごと	契約履行期限末日	日本語英語 同梱	CD-R	2部 × 2期
事業完了報告書 ＊第2期終了時のみ	契約履行期限末日	英語	CD-R	2部

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限 3 か月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

（1）業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

（2）ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

（３）半期報告・レビュー報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

（４）業務完了報告書及び業務進捗報告書

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDM に基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- （ア）PDM（最新版、変遷経緯）
- （イ）業務フローチャート
- （ウ）WBS 等業務の進捗が確認できる資料
- （エ）人員計画（最終版）
- （オ）研修員受入れ実績
- （カ）遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- （キ）供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- （ク）合同調整委員会議事録等
- （ケ）その他活動実績

（５）事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- (1) 森林減少予測システム運用マニュアル
- (2) システム設計書
- (3) ソースコード一式
- (4) モデル再学習手順書
- (5) 障害対応手順書

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS 等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

☒ 本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	ウェブデザイナー	森林減少検知システム、森林減少予測システム及び森林回復モニタリングシステムのインターフェース構築、掲載コンテンツの編集支援、軽微な修正対応等業務を担うウェブデザイナーによるウェブデザイン業務	2回	上限額

第7条 機材調達

☒ 本業務では、機材調達を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名（国名）

国 名： ブラジル連邦共和国（ブラジル）

案件名： （和名）ブラジル法定アマゾンにおける先進技術による森林モニタリング及び回復のための能力開発プロジェクト

（英名） Project for Capacity Development for Forest Monitoring and Restoration with Advanced Technologies in the Brazilian Legal Amazon

2. 事業の背景と必要性

（1） 当該国における自然環境保全セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ブラジルは、国土の約56%（約330万km²）を森林が占め、世界最大の熱帯林であるアマゾンの約60%が同国に集中している。アマゾンは気候変動緩和や生物多様性保全において地球規模で重要な役割を果たしているが、1990年代以降、大規模農業開発や違法伐採等により、年間最大約2万km²（ほぼ四国の面積）の森林が失われるなど、深刻な減少が続いてきた。

これに対し、ブラジル政府は2004年に「法定アマゾンにおける森林伐採防止・管理行動計画（Plano de Ação para Prevenção e Controle do Desmatamento na Amazônia Legal。以下「PPCDAm」という。）」を策定した。同計画に基づき、取り締まりの強化などの対策が講じられた結果、年間森林減少面積は2004年の27,772km²から、2012年には4,571km²まで大幅に削減された。しかし、その後は再び増加傾向に転じ、2020年には11,088km²に達した。2023年以降は、ルラ政権による保全政策の強化により伐採面積は減少傾向にあるものの、森林再生の進捗は限定的であり、伐採跡地の多くで再生が進んでいないとの指摘もある。CO₂排出の吸収・相殺という観点でも、現状の取組にはなお課題が残されているとされる。

ブラジルは、国が決定する貢献（Nationally Determined Contribution。以下「NDC」という。）に基づき温室効果ガス排出量を2030年までに2005年比53.1%削減する目標を掲げており、森林の保全・再生はその中核的施策と位置付けられている。さらに、2024年に開催された国連気候変動枠組条約第29回締約国会議（COP29）において、2035年までに2005年比で59～67%削減を目指す新たなNDCも国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局に提出された。

こうした中、PPCDAm第5フェーズ（2023年～2027年）では、「アマゾンの保全と持続的活用の両立」が掲げられ、2030年までの違法伐採ゼロを目指すとともに、森林回復政策「国家原生植生回復計画（National Native Vegetation Recovery Plan。以下「PLANAVEG」という。）」⁵との連携も重視されている。

JICAは、2021年より「先進的レーダー衛星及びAI技術を用いたブラジル法定ア

⁵ PLANAVEGは、2017年に策定されたブラジルの国家戦略であり、森林を含む原生植生の体系的な回復を目的としている。2012年制定の自然植生保護法に基づき、常時保全区域（APP）や法定保全区域（RL）における回復義務の履行を支援する政策枠組みとして機能し、2030年までに1,200万ヘクタールの回復を目標としている。

マゾンにおける違法森林伐採管理改善プロジェクト」(通称「MORIプロジェクト」、～2026年)を実施している。本プロジェクトでは、Lバンド合成開口レーダー(Synthetic Aperture Radar。以下「SAR」という。)⁶を活用し、雨季を含む通年で安定的な監視を可能とするとともに、違法伐採の早期検知を通じて監視体制の強化を支援してきた。さらに、AIによる画像解析と時系列データの学習を通じて、違法伐採の発生リスクが高い地域を事前に特定する予測モデルの構築が進められている。本プロジェクトでは違法伐採の防止に特化して実施されてきたが、森林の持続的な管理には、伐採後の回復過程にも着目することが不可欠である、そのため今後は、違法伐採のモニタリングに加えて、森林再生の進捗状況を定量的に把握するためのモニタリング体制の整備が求められる。併せて、森林再生を効果的に促進するための再生手法の確立も重要な課題である。

以上を踏まえ、ブラジル政府より、本技術協力プロジェクト「ブラジル法定アマゾンにおける先進技術による森林モニタリング及び回復のための能力強化プロジェクト」(以下「本事業」という。)が要請された。本事業は、MORIプロジェクトの成果を基盤とし、違法伐採の検知・予測能力の強化、森林再生手法の検討、モニタリング体制の構築を通じて、ブラジルの持続可能な森林管理能力の強化を図るものである。

また、本事業は、PPCDAm第5フェーズにおいて掲げられる「保全と活用の両立」、PLANAVEGによる再生の実施、NDCの排出削減目標とも高い整合性を有し、国家気候変動政策の実現に資する重要な取り組みとして位置付けられる。

(2) ブラジルに対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

本事業は、違法伐採の監視能力の強化および持続可能な森林再生手法の確立を通じて、アマゾン地域における森林保全と再生を支援するものであり、日本政府およびJICAの対ブラジル協力方針、ならびに地球規模課題への対応方針と高い整合性を有している。

まず、日本政府は「対ブラジル国別開発協力方針」(2024年9月)において、「持続的開発への支援と地球規模課題の解決に向けた互惠的協力関係の促進」を基本方針とし、「環境・気候変動・防災」を重点分野に位置づけている。特に「環境と調和した持続的開発や気候変動対策の促進」は具体的な開発課題として明示されており、本事業はこの目標の実現に貢献するものである。また、2024年にはアマゾン基金への拠出(300万ドル)および「日伯グリーン・パートナーシップ・イニシアティブ」の立ち上げが行われ、本事業は同枠組みの下での協力案件として位置づけられる。

JICAにおいても、本事業は「自然環境保全」および「気候変動」分野におけるグローバル・アジェンダに整合する取組である。これまでにJICAは、「アマゾン森林保全・違法伐採防止のためのALOS 衛星画像の利用プロジェクト(2009～2012年)」および「MORIプロジェクト」等を通じて、森林監視分野での技術的支援を実施しており、本事業はこれらの蓄積を踏まえて、森林再生にまで対象を拡張する発展的な取組と位置づけられる。

本事業は、ブラジルのNDCや、「開発途上国における森林減少および森林劣化からの温室効果ガス排出の削減、ならびに森林の保全、持続可能な森林経営および

⁶ 人工衛星や航空機に搭載されるマイクロ波レーダーの一種であり、雲や降雨、夜間といった可視光観測が困難な条件下でも地表の観測が可能である。

森林炭素蓄積量の増加の役割（Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation。以下「REDD+」という。）」の原則とも整合しており、森林保全を通じた気候変動対策（緩和策）に資する。特に、違法伐採の検出から再生活動のモニタリングまでを一貫して支援する点で、REDD+における成果の測定・報告・検証（MRV）体制の強化にも寄与する。

さらに、本事業は持続可能な開発目標（SDGs）のうち、ゴール13「気候変動への具体的対策」およびゴール15「陸域生態系の保全、森林管理、生物多様性の保護」にも貢献し、ブラジル政府が掲げる持続可能な開発政策や気候目標の達成に資する取組である。

以上より、本事業は、日本政府およびJICAの対ブラジル支援方針と整合しつつ、アマゾンの森林保全を通じた地球規模課題の解決に資する、戦略的かつ意義深い技術協力案件として位置づけられる。

（3） 他の援助機関の対応

ブラジルにおける森林保全・再生および気候変動対策に対しては、複数の国際機関がアマゾン地域を対象とした支援を実施している。

世界銀行は、地球環境ファシリティ（GEF）資金を活用した「Brazil Amazon Sustainable Landscapes Project」（2018年～2026年）を通じ、法定アマゾン地域9州において、保護地域の拡大・管理強化、森林再生、持続可能な土地利用の促進に取り組んでいる。

国連開発計画（UNDP）は、REDD+成果支払いを活用した「FLORESTA+ Amazônia」事業により、法定アマゾン地域9州・70自治体を対象に、森林伐採のモニタリング、小規模農家への環境サービス支払い（PES）⁷、および森林再生支援を行っている。

米州開発銀行（IDB）は、2023年に「Amazonia Forever」プログラムを立ち上げ、アマゾン流域全体において、生態系の保全と地域経済の発展を両立させるための包括的支援を展開している。

3. 事業概要

（1） 事業目的

本事業は、ブラジル法定アマゾン地域において、森林減少検知・予測システムの強化、森林再生モニタリングシステムの構築、および、森林再生手法の特定を行うことにより、法定アマゾンの森林再生の促進を図り、もってブラジルの国家目標の達成に資する森林保全および再生活動の推進に寄与するものである。

（2） プロジェクトサイト／対象地域名

ブラジル法定アマゾン地域（アクレ州、アマパ州、アマゾナス州、マットグロッセ州、パラ州、ロンドニア州、ロライマ州、トカンチンス州及びマラニョン州の一部）

（3） 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：ブラジル環境・再生可能天然資源院（Instituto Brasileiro do Meio Ambiente e dos Recursos Naturais Renováveis。以下「IBAMA」という。）の職員

最終受益者：ブラジル法定アマゾン地域の住民

（4） 総事業費（日本側）

⁷ PESスキームは、森林所有者や農業従事者など、天然資源の管理者が、流域の保全、生物多様性の維持、植林、炭素隔離等の活動を通じて提供する生態系サービスに対し、その受益者から報酬を受け取る仕組みである。環境保全と経済的インセンティブを両立させる手法として、国際的に活用が進められている。

13.27億円

(5) 事業実施期間

2026年10月～2031年12月を予定（計63カ月）

(6) 事業実施体制

① 主要機関

- ・ IBAMA 国家環境モニタリング・情報センター（Centro Nacional de Monitoramento e Informações Ambientais。以下「CENIMA」という。）

② 関係機関

- ・ IBAMA 環境保護局（Diretoria de Proteção Ambiental。以下「DIPRO」という。）
- ・ IBAMA 生物多様性・森林局（Diretoria de Uso Sustentável da Biodiversidade e Florestas。以下「DBFlo」という。）

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣（合計約 145P/M）：

- (a) 長期専門家（業務調整／森林再生）
- (b) 短期専門家：本事業開始後に決定する。

② 研修員受け入れ：プロジェクト活動に関連する特定分野の研修
（高度リモートセンシング、森林再生）

③ 機材供与：ドローン、ドローンセンサー、データ保管ストレージ等

④ 現地調査費用の一部を含む現地経費

2) ブラジル国側

① カウンターパートの配置

② JICA 専門家用の執務室の提供

③ 現地運営費の負担

④ JICA が供与した機材の維持管理費

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

技術協力「先進的レーダー衛星及びAI技術を用いたブラジル法定アマゾンにおける違法森林伐採管理改善プロジェクト」（2021年～2026年）では、日本の宇宙航空研究開発機構（JAXA）が打ち上げただいち2号（ALOS-2）に搭載されたSARレーダーを活用し、年間の半分が雲に覆われるアマゾン地域でも森林変化の観測を可能にしている。さらに、産業技術総合研究所（AIST）と連携し、AIを用いた森林伐採予測プログラムの開発に取り組み、IBAMA職員のAIプログラミング能力向上に貢献してきた。本事業においても、後継機であるALOS-4の衛星画像を活用し、早期警戒システムのさらなる強化を図るとともに、AIを用いた違法森林伐採対策の強化等にも取り組む予定である。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

本事業では、成果4（森林再生手法の特定）において、すでに森林再生活動が実施されている場所を好事例サイトとして採用し、これらの活動を担う機関（パートナー機関）との連携のもと、関連する活動を展開する予定である。本事業を通じて森林再生手法の有効性が実証されることで、パートナー機関による活動のさらなる展開が促進されることが期待される。さらに、それにより、本事業の上位目標である

「ブラジルの国家目標の達成に資する森林保全および再生活動の推進」に寄与することが見込まれる。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：

本事業は、アマゾン地域における森林保全・再生の促進および持続可能な森林管理能力の強化を通じ、生態系の維持・回復、森林減少の抑制ならびに生物多様性保全に貢献するとともに、森林生態系の保全・回復による温室効果ガス排出削減および気候変動に対する脆弱性の低減を通じて、気候変動の緩和と適応の双方に資すると考えられる。

3) ジェンダー分類：【対象外】

<分類理由>ジェンダー主流化ニーズの確認を行ったが、本事業でジェンダー平等や女性のエンパワメントに特化した具体的な取組や指標の設定には至らなかった。

(10) その他特記事項：特になし。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：国家目標⁸の達成に資する森林保全および再生活動が推進される。指標⁹及び目標値：

1. 雨季にSARデータを用いて検知された違法伐採に関する差し押さえ率が、2026年のベースラインと比較して向上する。
2. 再生地域¹⁰のうちX¹¹ヘクタールが、経時的な変化をモニタリングされている。
3. 提案された再生手法を適用した森林再生活動の件数が、2026年のベースラインと比較して増加する。

(2) プロジェクト目標：強化された森林モニタリングシステムおよび持続可能な森林再生手法の特定を通じて、ブラジル法定アマゾンにおける森林再生が促進される。

指標及び目標値：

1. 2026年のベースラインと比較して、森林減少予測の精度が向上している。
2. 少なくとも X%のIBAMAユーザーが、ユーザー満足度調査において検知データが有用であると回答している。
3. 再生地域のうち Xヘクタールが、経時的な変化をモニタリングされている。

⁸ 国家目標は「森林伐採ゼロ」であり、違法伐採の根絶と、合法的に管理されている森林と同等の面積の森林を回復することの双方を含んでいる。

⁹ Xの数値は、事業開始後に決定する予定。

¹⁰ 再生地域には、以下が含まれる：差し押さえ地域、劣化地域回復プロジェクト、および代償植林。

¹¹ プロジェクト目的指標3との違い：プロジェクト完了後3年目には、モニタリングの対象範囲がさらに拡大していることが期待される。

4. 土地利用状況に応じた適切な森林再生手法が、関係者¹²に対して提案されている。

(3) 成果

- 成果 1. 森林減少予測システムが強化される。
- 成果 2. 森林減少検知システムが強化される。
- 成果 3. リモートセンシングおよび地理空間情報データベースを活用した森林再生モニタリングシステムが構築される。
- 成果 4. 多様な土地利用条件に適した森林再生手法が特定される。

(4) 主な活動

成果 1. 森林減少予測システムの強化に関する活動

- 1-1: 現在の森林減少予測システムにおける課題やギャップを特定する。
- 1-2: 検証結果に基づいてシステムを改善する。
- 1-3: AIアルゴリズムの継続的な運用と改良のための技術研修を実施する。
- 1-4: ユーザーの利便性を高めるために、データ提供方法を向上する。
- 1-5: 予測システムの改善に向けて、ユーザーからのフィードバック体制を強化する。

成果 2. 森林減少検知システムの強化に関する活動

- 2-1: 現在の森林伐採検知システムにおける課題やギャップを特定する。
- 2-2: 検証結果に基づいてシステムを改善する。
- 2-3: SARデータ解析能力を強化するための技術研修を実施する。
- 2-4: ユーザーの利便性を高めるために、データ提供方法を改善する。
- 2-5: 検知システムの改善に向けて、ユーザーからのフィードバック体制を強化する。

成果 3. 森林再生モニタリングシステムの確立に関する活動

- 3-1: 既存の森林再生モニタリング活動をレビューする。
- 3-2: 試験サイトを決定する。
- 3-3: 衛星画像に基づく分類モデルを開発する。
- 3-4: 現地の実測データを用いて分類モデルを検証する。
- 3-5: 検証済みモデルを統合し、森林再生モニタリングシステムを新たに構築または更新する。
- 3-6: エンドユーザー向けに、システムの使用方法を説明するワークショップを実施する。

成果 4. 森林再生手法の特定に関する活動

- 4-1: 森林再生手法（自然再生／補助的植林／アグロフォレストリー等）の評価のため、好事例サイトを選定する。
- 4-2: 選定されたサイトにおける森林再生の進捗を、衛星画像と現地データの統合によってモニタリングする。
- 4-3: 各サイトで実施された再生手法の効果を評価する。
- 4-4: 特定の土地利用状況や状態に応じた、効果的な森林再生手法を特定する。
- 4-5: 報告書やステークホルダー向けワークショップを通じて、成果を共有する。

る。

¹² 関係省庁、パートナー機関（森林再生活動が実施可能なサイトを管理する機関）、および個々の農家。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- ・ 特になし。

(2) 外部条件

- ・ ブラジル法定アマゾンの保全に関する連邦政府の政策が変更されない。
- ・ 地方政府がプロジェクト活動に協力する。
- ・ プロジェクト期間を通じて JAXA の SAR 衛星画像データが利用可能である。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

ブラジル「アマゾン森林保全・違法伐採防止のためのALOS衛星画像の利用プロジェクト」（評価年度：2016年）では、IBAMAと連携し、ALOS衛星画像を用いた森林監視システムを構築した。さらに、ブラジル国立宇宙研究所（Instituto Nacional de Pesquisas Espaciais）が開発した光学衛星によるシステムと統合することで、雨季においても安定的な森林監視が可能となり、IBAMAによる違法伐採の検挙およびその抑止に貢献した。一方で、本プロジェクトで使用していた衛星が途中で寿命を迎え、画像の提供が困難となる事態が発生した。プロジェクト終盤であったため大きな支障には至らなかったものの、衛星データを活用する事業においては、使用する衛星の運用期間や後継衛星の可用性などをあらかじめ十分に考慮する必要がある。本事業においても、同様のリスクを踏まえ、ALOS-4等の後継衛星の利用可能性やデータ取得の継続性に留意する。

またAIプログラム開発等、研究開発要素を含む協力全般の教訓として、協力開始前の段階で、知的財産権の取り扱いに関する整理を行うとともに、関係者間で共通理解を図るための協議の場を確保し、合意形成を確実に行うことが重要となる。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力方針・分析に合致し、違法伐採の抑制と森林再生の推進を通じて、NDC（国別削減目標）の達成に資するものであり、SDGsゴール13「気候変動への具体的対策」及びゴール15「陸域生態系の保全、森林管理、生物多様性の保護」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業完了時 事後評価

以上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：森林モニタリング及び衛星データを活用した情報システム開発・能力強化に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

＊ 1) 及び 2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

別紙2 プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

- ① 【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】対象国及び類似地域：ブラジル国及び中南米地域
- ② 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2026年12月に業務開始し、2027年1月に初回渡航、全体期間は2031年12月までの約60か月と想定します。(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 54.80人月

本邦研修に関する業務人月3.80を含む(本経費は定額計上に含まれる)。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

2) 渡航回数の目途 延べ26回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認めます。

- 森林減少検知システム、森林減少予測システム及び森林回復モニタリングシステムのインターフェース構築業務を担うウェブデザイナーによるウェブデザイン業務

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 最終 JCC 発表資料
- ブラジル国「ブラジル法定アマゾンにおける先進技術による森林モニタリング及び回復のための能力開発プロジェクト」詳細計画策定調査報告書

2) 公開資料

- 事業事前評価表

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php?ankenNo=202411824&schemes=&evalType=&start_from=&st...

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置(*語⇄*語)	無

		※C/Pとの間に発生するコミュニケーション（協議時の言語、資料の言語、メールの言語等）含め、渡航国・地域で使用する言語は英語です。
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wi-Fi	有

（６）安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ブラジル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（１）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して

下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】270,081,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

本案件は定額計上があります（14,282,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる 範囲	費用項目
1	本邦研修にかかる経費	第4条2.(2)	14,282,000円	研修1回当たりの経費には、報酬（事前業務（3号：0.4人月、5号：1.0人月を想定。提案による変更は認めない）、同行業務（現時点では3号：0.5人月を想定。研修内容を踏まえた提案により見直し可））及び直接経費（1,059,110円）を含む。なお、研修は合計2回実施する。	報酬 国内業務費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（7）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙2：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画／作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力：業務主任者／〇〇	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇	(－)	(8)
ア) 類似業務等の経験	－	4
イ) 業務主任者等としての経験	－	2
ウ) 語学力	－	1
エ) その他学位、資格等	－	1
3) 業務管理体制	(－)	(4)